

(仮称) 滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例要綱案について

1 条例制定の趣旨

医薬品医療機器等法により指定薬物は規制されていますが、危険ドラッグについては指定薬物の構造を少しだけ変更した未規制物質が次々と出てくる「たちごっこ」の状態が続いています。このため、使用による健康被害だけでなく使用者が引き起こす犯罪や交通事故等による2次的被害が発生し、全国的に深刻な社会問題となっています。

また、危険ドラッグの使用者が増加していることに伴い危険ドラッグの依存症を有する患者も増加しており、これらの患者のために、早急な相談体制や専門的な治療体制の整備が求められています。

厚生労働省は、法改正により、販売規制等が一層強化されましたが、なお、県民の皆様の安全・安心を確保するため、条例の制定が必要であると考え、薬物の濫用の防止について、県および県民等の責務を明らかにするとともに、県が行う施策の基本となる事項、薬物の濫用の規制に関する措置等を定め、県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止し、県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、「(仮称) 滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例」を制定しようとするものです。

2 経過および今後の予定

平成26年10月14日	危険ドラッグ対策に係る検討会議の開催
平成26年11月25日	厚生・産業常任委員会(経過報告等)
平成26年12月11日	薬事審議会での条例要綱案審議
平成26年12月19日	厚生・産業常任委員会 (条例要綱案および県民政策コメントについて)
平成26年12月19日 ～平成27年1月19日	県民政策コメントの実施